

宮城県告示第 177 号

私立学校振興助成法による監査事項

私立学校振興助成法（昭和 50 年法律第 61 号）第 14 条第 3 項の規定に基づき、知事を所轄庁とする学校法人等が同条第 2 項の規定により知事に届け出る平成 28 年度以後の各年度の貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に関する書類に添付する公認会計士又は監査法人の監査報告書に係る監査事項を次のとおり指定し、平成 28 年度の監査報告書から適用する。

私立学校振興助成法の規定に基づく監査事項（昭和 54 年宮城県告示第 1 号）は、平成 27 年度の監査報告書を限りとして廃止する。

平成 28 年 3 月 4 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

学校法人会計基準（昭和 46 年文部省令第 18 号）の定めるところに従って、会計処理が行われ、財務計算に関する書類（資金収支内訳表、活動区分資金収支計算書及び事業活動収支内訳表を除く。）が作成されているかどうか。